

自動販売機設置事業者募集要項

長野市上下水道局では、行政財産の余裕がある部分の有効活用を図るため、自動販売機の設置場所として、下記物件の貸付けを一般競争入札により行います。

自動販売機設置事業者（以下「設置者」という。）で入札に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 入札に付する事項

(1) 貸付けを行う物件

物件 番号	①件名 ②行政財産の名称 ③所在地 ④設置場所	貸付面積	位置図 配置図	販売品目	摘要
1	①自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け（長野市上下水道局浄水課犀川浄水場玄関風除室 物件番号1） ②長野市上下水道局犀川浄水場 ③長野市差出南三丁目10-1 ④玄関風除室（1階東側）	1.68㎡ (2.1m×0.8m)	位置図 No.1	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	コーヒー飲料を含めること
2	①自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け（長野市上下水道局水道維持課施設北側室外機設置スペース 物件番号2） ②長野市上下水道局水道維持課 ③長野市三輪一丁目2-49 ④施設北側室外機設置スペース内	1.55㎡ (1.1m×1.0m+ 0.9m×0.5m)	位置図 No.2	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	コーヒー飲料を含めること

※貸付面積には、回収ボックス、転倒防止金具、電気料算定用子メーター及び放熱余地を含みます。

※貸付箇所等詳細は、別紙「位置図」を参照してください。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとします。

※期間の延長及び更新はできません。

(3) 販売商品の種類

販売商品の種類は、上記(1)記載の販売品目（及び摘要）欄に記載のとおりとします。

(4) 貸付料

1年間の貸付料は、屋外設置は非課税、屋内設置は課税となるため、屋内設置分の落札金額は入札により決定した金額に100分の110を乗じて得た額とします（ただし、消費税率の変更があった場合は、その率により読み替えます。）。

なお、1円未満に端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

貸付料は、毎年度、契約の定めるところにより、原則として、各年度の貸付期間の初日から

30日以内に当該年度の貸付料を一括納付していただきます。

(5) 必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する費用（電気料算定用子メーター設置費を含む（水道料が必要な場合も同様とする。））、移転費及び維持管理費その他必要とされる一切の経費は、設置者の負担とします。

なお、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、貸付時に設置していただく子メーターの計測値から算出した額を、長野市上下水道局が発行する納入通知書により、指定する期限までに納付していただきます。

(6) 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

「仕様書」のとおりとします。

2 長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿への登録

一般競争入札へ参加される場合は、長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）へ登録されていることが条件となります。なお、契約において維持管理業務を維持管理者に行わせる場合には、維持管理者も上記登録が必要となります。応募のための追加登録はできません。

3 一般競争入札参加者資格条件

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 市の資格者名簿に登録されていること。また、維持管理業務を設置業者以外（維持管理者）に行わせる場合は、維持管理者も登載されていること。
- (3) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有すること。
- (4) 法人にあつては長野地域連携中枢都市圏域内※ に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては、長野地域連携中枢都市圏域内に住所を有すること。

※長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町のいずれかの市町村内

- (5) 市税及び上下水道料金を滞納していないこと。

4 一般競争入札参加申込

(1) 関係書類の配布（受付）期間及び配布（受付）場所

申込書等の配布・受付期間	配布・受付場所（提出先）
令和7年2月12日（水）から 令和7年2月26日（水）まで ※土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する 休日を除く。8:30～17:15	長野市上下水道局 総務課 （長野市役所第二庁舎9階）

(2) 提出書類（提出部数各1部）

提出書類	備考
① 自動販売機設置事業者入札参加申込書（様式1） 自動販売機設置事業者入札参加申込書（維持管理を維持管理者に行 わせる場合）（様式1-2）	①②③の書類は、資格 者名簿登録時に使用 印鑑届の使用印欄に 押印した印鑑を使用 してください。
② 誓約書（様式2）	④の書類は、写しでも 可とします。写しの場 合はカラーコピーと します。
③ 業務実績書・サービス拠点申告書（様式3）	維持管理業務を維持 管理者に行わせる場 合には、維持管理者分 の②も同時に提出し てください。
④ 設置する自動販売機の資料（カタログ等）	

(3) 書類提出方法

申込書等の受付期間内に、関係書類を上記受付場所へ郵送もしくは持参して提出してください。（電話、ファクシミリ、インターネットによる受け付けは行いません。）

(4) 入札資格の確認

入札参加申込受付後、入札参加資格の有無について確認し、その結果を入札参加申込者へ入札参加確認通知書で通知します。提出書類の審査の結果、資格要件を満たしていない場合は入札に参加することができません。

なお、設置予定の自動販売機が仕様に適合しないと認められる場合は、入札参加申込者に対し、機種変更を指示する場合があります。

(5) 入札参加申込みの無効又は失格

次の事項に該当する場合は、入札参加申込みの無効又は失格とします。

- ア 申込書等の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ 申込書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申込書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 申込書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- オ その他、不相当と認められるとき。

5 入札の方法

自動販売機の設置に係る期間入札実施に関する要領による期間入札とし、次のとおり実施します。

(1) 入札書の提出方法は、次のとおりとします。

入札参加者は、一般書留若しくは簡易書留による配達日を指定しての郵送又は持参（以下「郵送等」という。）のいずれかの方法により、指定する期間内に入札書を提出してください。

郵送等により入札書を提出するに当たっては、封筒に入札書を入れて封かん及び封印し、封筒の表面に次のとおり記載してください。

ア 「380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市 上下水道局総務課（庶務企画担当）行」

イ 「件名 ○○」 ※○○は対応する物件番号の件名を記載

ウ 「所在地 ○○」 ※○○は対応する物件番号の所在地を記載

エ 「開札日 令和7年3月10日」

オ 「商号又は名称 ○○」 ※○○は入札者（受任者）の商号又は名称

カ 「【入札書在中】」

(2) 一般書留又は簡易書留による配達日指定は、令和7年3月6日（木）とする。

(3) 入札書の提出期間は、次のとおりとする。

物件番号	①件名 ②行政財産の名称 ③所在地 ④設置場所	入札書の提出期間 受付時間	提出場所
1	①自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け （長野市上下水道局浄水課犀川浄水場玄関 風除室 物件番号1） ②長野市上下水道局犀川浄水場 ③長野市差出南三丁目10-1 ④玄関風除室（1階東側）	令和7年3月5日（水）から 令和7年3月6日（木）まで 受付時間は、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日（3月6日）は午後4時までとする。	長野市役所 第二庁舎 9階 上下水道局 総務課
2	①自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け （長野市上下水道局水道維持課施設北側室 外機設置スペース 物件番号2） ②長野市上下水道局水道維持課 ③長野市三輪一丁目2-49 ④施設北側室外機設置スペース内		

(4) 提出書類

ア 入札書（様式4）

イ 入札を委任する場合は、委任状（様式5）

(5) 入札書などの記載

ア 入札書に必要事項を記載して、記名押印（資格者名簿登録時に使用印鑑届の使用印欄に押

印した印鑑) してください。

イ 入札書は、黒インク等消えにくいもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除したときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。

ウ 入札書に記載する金額は、貸付期間中の年額とし、消費税等相当額を除いた金額を記載してください。

エ 入札を委任する場合、代理人は入札書に住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

(6) 入札回数は、次のとおりとします。

ア 1回とする。ただし、必要と認めるときは、再度の入札を行うことができるものとします。

イ 再度入札を行う場合は、入札参加資格者に入札書の提出期間等を通知する。ただし、初度(第1回)の入札で失格となった者には通知しません。

6 入札事項など

(1) 入札保証金

入札保証金(最高入札金額の100分の5以上に相当する金額)の全部を免除します。

ただし、契約を締結しない場合には、入札保証金と同額の違約金を納付していただきます。

(2) 入札書などが提出期限までに管財課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなします。

(3) 期間入札の場合、入札者が1者のみの場合も有効とします。

(4) 入札書については、規則第18条各号に掲げるもののほか、次に該当する入札は無効とします。

ア 郵送方法が一般書留又は簡易書留のいずれかの方法でないとき。

イ 公告等で指定した日を配達指定日とする郵便でないとき。

ウ 複数の入札書が入っているとき。

エ 封筒に入札書又は委任状以外のものが入っているとき(公告等による指定を除く)。

オ 封筒に入札書に押印した印で封印がされていないとき。

カ 封筒が封かんされていないとき。

キ 封筒に開封された形跡が認められるとき。

ク 封筒を含む提出書類に入札参加者の商号又は名称の記載がないとき、記載された事項が判読できないもの若しくは記載された商号又は名称が一致しないとき。

ケ 封筒に記載された貸付財産名等及び開札日が公告等と一致しないとき。

コ 入札書に記載された貸付財産名等が公告等と一致しないとき。

サ 入札書の内容が訂正されているとき。

シ 入札者が連合して入札したとき。

ス 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

セ 代理人が入札する場合において、入札書に代理人の記名又は押印がないとき。

ソ 入札者が、提出した入札書の引換え又は撤回をしたとき。

タ 同一の物件に対し、設置事業者とその契約において維持管理者となる者の双方が入札した

とき。

チ その他期間入札に関する条件に違反しているもの

7 開札

(1) 開札日は、次のとおりとします。

ア 開札日時 令和7年3月10日(月) 午前9時30分から

イ 開札会場 長野市役所 第二庁舎8階 会議室 282

(2) 開札は、公告等で示す日時及び場所において行うものとし、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

(3) 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときには、落札者の決定を保留し、当該入札をした者があらかじめ入札書に記載した3桁の番号(以下「くじ番号」という。)等により、別に定める方法により落札者を決定するものとします。この場合において、入札書にくじ番号の記載がない場合又は判別ができない場合は、当該入札事務に関係のない職員が別に定めるところにより、くじ番号を決定できるものとします。

(4) 落札者の決定

長野市上下水道局が前もって設定した予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

(5) 落札者の公表

入札に関する情報(落札額及び落札者の氏名(法人の場合は法人名))については、長野市公式ホームページに掲載し公表します。

(6) 落札者の取消

次のいずれかに該当する場合は、落札者としての決定を取り消す場合があります。

ア 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きを行わなかったとき。

イ 落札者が入札参加者としての資格を失ったとき。

ウ 落札者が本件の相手方として不相当と認められる場合。

(7) 入札の延期又は中止

天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期、又は中止することがあります。

この場合の入札者が要した費用は、入札者の負担とします。

8 契約

(1) 契約の締結

ア 落札決定の日から起算して7日以内(令和7年3月17日(月)まで)に、上下水道局所有財産賃貸借契約書により契約を締結しなければなりません。

イ 賃貸借契約は、長野市上下水道局が落札者とともに上下水道局所有財産賃貸借契約書に記名押印したときに確定します。

ウ 契約に要する費用は、落札者の負担とします。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を長野市上下水道局に納付

しなければなりません。

イ 契約保証金は、貸付料等の納付が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。

ウ 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復及び光熱水費の納付を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき返還します。

エ 契約保証金は、その受入期間について利息はつけません。

(3) 契約の解除

次に該当する場合、長野市上下水道局は賃貸借契約の解除ができるものとします。

ア 局が、施設管理運営上必要と認めるとき。

イ 局が指定する納期限後3箇月以上経過してもなお貸付料等の料金が納付されないとき。

ウ 設置者が入札参加資格等を失ったとき。

エ 誓約書に反する事実が判明したとき。

オ 設置者が自動販売機の管理運営に支障があると上下水道事業管理者が認めたとき。

9 問い合わせ

長野市 上下水道局総務課 庶務企画担当 小林

長野市大字鶴賀緑町1613番地（長野市役所 第二庁舎9階）

電話 026-224-5070（直通）

10 その他

現地（設置箇所）確認

各設置箇所は、開庁時間（土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始を除く8:30～17:15）に上下水道局総務課へ申し出後、確認することができます。

また、入札参加予定者を対象とした現場説明会等は予定しておりませんので、ご自身で入札物件を確認し、現況を熟知した上で入札してください。

自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、支障がないか入札参加申込みまでに設置場所の確認をしてください。

付 記

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、長野市財務規則（平成6年 長野市規則第3号）、長野市契約規則（昭和60年長野市契約規則4号）及び長野市上下水道局の指示によることとします。

《参考データ（前年度実績）》

（今後の売上を保証するものではありません。）

物件番号1

① 自動販売機の売上等の状況

設置フロア1階 玄関風除室

1台当たりの売上本数（概数）月数 約 200本

1台当たりの光熱水費（概数）月額 約 4,700円

② 来場者数（年間） 約1,200人

③ 在勤者数 職員25人

委託事業者6人

物件番号2

① 自動販売機の売上等の状況

設置フロア1階 室外機設置スペース

1台当たりの売上本数（概数）月数 約 200本

1台当たりの光熱水費（概数）月額 約 3,300円

② 来場者数（年間） 約750人

③ 在勤者数 職員22人

事務所併設事業者（シーデーシー情報システム株式会社長野営業所）

社員31人 検針員55人